

総社市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 2 4 号

総社市議会議員政治倫理条例の一部を改正する条例

総社市議会議員政治倫理条例（平成 2 6 年総社市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
（政治倫理基準） 第 3 条 議員は、政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1）～（8）略 （9）ハラスメント（<u>総社市議会議員のハラスメント防止に関する条例（令和 7 年総社市条例第 2 5 号）第 2 条第 2 号に規定するハラスメントをいう。</u>）をしないこと。 （10）略 （議長職務の代行） 第 1 0 条 略	（政治倫理基準） 第 3 条 議員は、政治資金規正法（昭和 2 3 年法律第 1 9 4 号）、公職選挙法（昭和 2 5 年法律第 1 0 0 号）、公職にある者等のあつせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 1 2 年法律第 1 3 0 号）等の公職にある者に対して適用される法律その他の関係法令を厳守するとともに、次に掲げる政治倫理基準を遵守しなければならない。 （1）～（8）略 （9）<u>嫌がらせ、強制、圧力をかける等のハラスメント及び名誉、社会的な信用を低下させる目的でその者を誹謗中傷する言動その他人権侵害のおそれのある行為</u>をしないこと。 （10）略 （議長職務の代行） 第 1 0 条 略

改 正 後	改 正 前
<u>(申立ての審査)</u> <u>第 1 1 条</u> 議長は、市長から第 3 条に規定する政治倫理基準に違反する行為についての申立てがあったときは、当該申立ての審査を審査会に付するものとする。 <u>2 第 5 条 (第 3 項を除く。)</u> から前条までの規定は、前項の申立ての審査について準用する。この場合において、第 5 条第 1 項及び第 7 条第 1 項中「審査請求」とあるのは「第 1 1 条第 1 項に規定する申立て」と、第 8 条第 2 項中「第 4 条の規定により審査請求をした者」とあるのは「市長」と読み替えるものとする。 (委任) <u>第 1 2 条</u> 略	(委任) <u>第 1 1 条</u> 略

附 則
この条例は、公布の日から施行する。